

次世代にツナグ、都城「幸せ上々、みやこのじょう」の創生
都城市まち・ひと・しごと創生

総合戦略を策定

市では、人口減少の克服と地方創生を実現するための5カ年計画として、都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。とっておきの自然と伝統、活力に満ちた都城を次世代に確実につなぎ、「南九州のリーディングシティ」を実現することを目標に、さまざまな施策に取り組んでいきます。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-12115



課題となる人口減少

本市は、平成8年以降、緩やかな人口減少が続いています。全国や県全体と比較して高かった合計特殊出生率も、平成21年から低下。また、死者数は出生者数を上回る傾向が続いています。

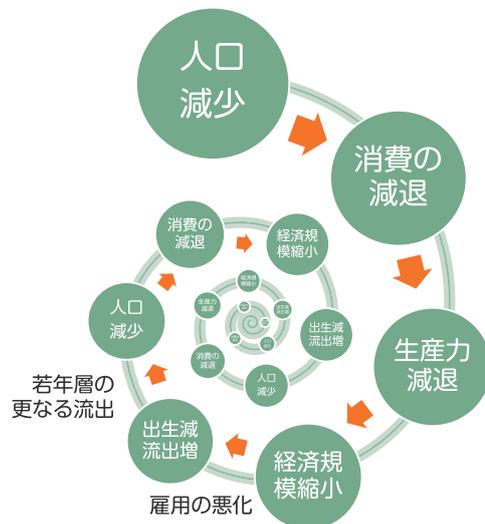
さらに、進学・就職期に当たる15〜24歳の転出超過による人口流出も大きな課題となっています。

人口減少が将来に与える影響

人口減少は、地域経済活動の縮小はもとより、人手不足や日常生活を維持する各種サービスの低下をもたらします。人口減少が地域

経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥ります。

【人口減少負のスパイラルイメージ図】



都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

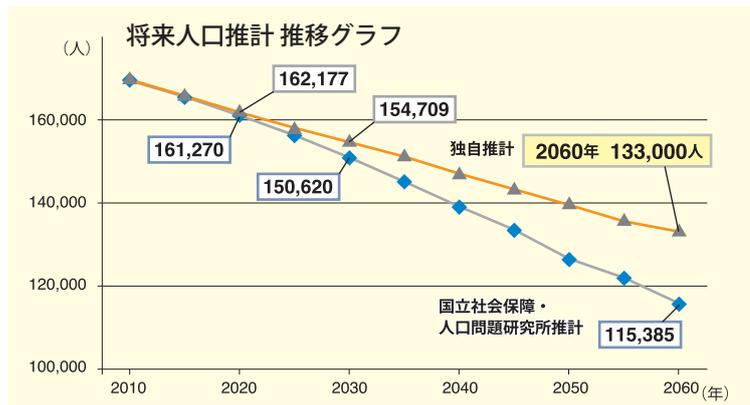
このような状況を打開するため、仕事人が人と呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、それを支える活気あるまちづくりを進めることが求められています。そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の人口推計や目指すべき姿の実現に向けた施策をまとめた地方版総合戦略「都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、平成28年3月に策定しました。

2060年の目標人口

総人口
おおむね13万3千人

合計特殊出生率※
2.07

49歳以下人口割合
53.5%

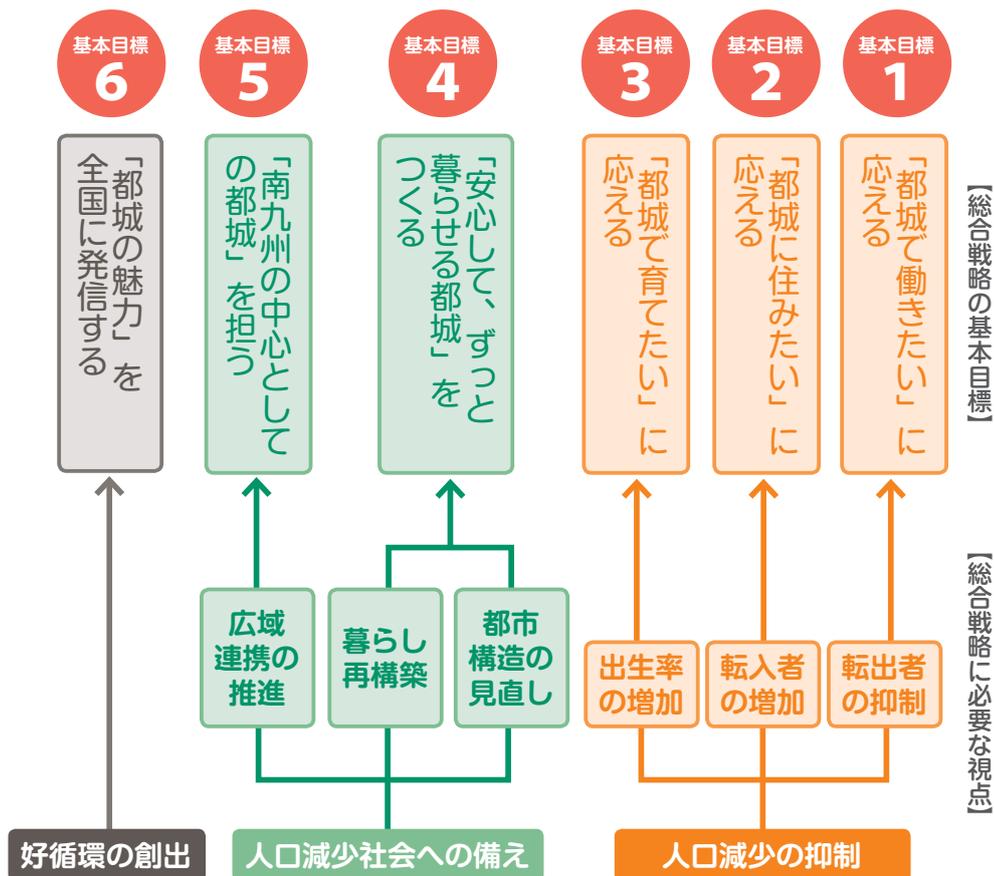


※ 15〜49歳までの女性が一生のうちに生む子どもの平均数

6つの基本目標

目標人口を達成するためには、都城で「働き、住み、子どもを育てたい」という希望に応える環境を充実させながら、将来を見据えた社会基盤の再構築に積極的に取り組むことが求められます。

併せて、本市の魅力を対外的にPRし、地域経済の発展や交流人口の増大を図り、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環につなげる必要があります。
このため、総合戦略に必要な視点を整理し、6つの基本目標を定めました。



7つの「主要プロジェクト」

市では、人口減少の抑制や人口減少社会を見据えた機能の維持、また、本市の魅力を全国に発信する取り組みを強化するため、7つの主要プロジェクトを策定しました。

- ◆「地の利」の活用
地域高規格道路都城志布志道路の早期全線開通や、南九州の物流拠点の形成
・新たな工業団地整備の計画など
- ◆「地域産業」の振興
6次産業化を軸とした「攻めの産業」創生や、地元経済をけん引する地元企業の振興と新規創業の支援など
- ◆「暮らし・都市機能」の再構築
中山間地域などの生活機能や地域コミュニティ機能の維持や、医療・防災拠点の整備による安心・安全な暮らしの充実など
- ◆「広域連携」の推進
生活圈・地域資源を共有する他市町との広域連携の推進（都城広域定住自立圏、環霧島会議を通じた広域連携）
後方支援拠点都市（バックアップシティ）の取り組みなど
- ◆「都城の魅力」の発信
「肉と焼酎のふるさと」を軸とした都城の魅力を全国に発信
・都城市ふるさと納税の推進など
- ◆「パートナーシップ」の強化
企業とのパートナーシップを強化し、地元採用枠を拡大促進や、まちづくり協議会、NPO、地域おこし団体との協働推進など
- ◆「ライフステージ」の支援
婚活の支援と子育ての支援
・ライフステージに応じた切れ目ない子育て支援など



中心市街地中核施設の基本設計 ～子育て世代活動支援センター等複合施設編～

※整備イメージ図のため、周辺の建物などは加工しています

中心市街地（まちなか）で進めている、中核施設の基本設計がまとまりました。2回目となる今回の特集では、子育て世代活動支援センターなどの複合施設と、屋根付き多目的広場について紹介します。

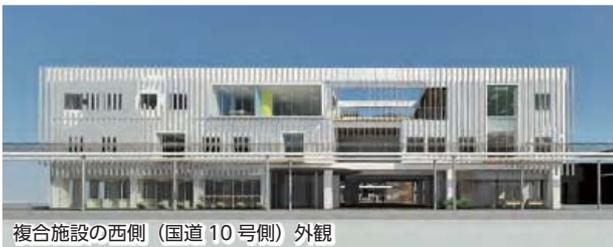
◎問い合わせ
商工政策課 ☎23-2983

雨天時の移動にも配慮

今回の計画では、国道10号沿いの旧都城大丸本館跡地などに子育て世代活動支援センターや市民健康センターなどの複合施設（3階建て）を新築。併せて、屋根付きの多目的広場を整備します。また、雨天時もスムーズに移動



C プラザ側から見た複合施設と多目的広場



複合施設の西側（国道10号側）外観

できるように、多目的広場と新しい図書館の間や、図書館と旧大丸立体駐車場（各公共施設の付帯駐車場）およびウエルネスパーキングの間に、屋根付き横断歩道の設置を予定しています。

子育て世代の活動拠点を創出

複合施設は、1階に交流活動センター（仮称）、2階に市民健康センター、3階に子育て世代活動支援センターを配置します。

乳幼児健診などを行う市民健康センターと、屋内外に遊具を配置した子育て世代活動支援センターを同じ建物内に整備することで、まちなかに子育て世代の新たな活動拠点を創出します。



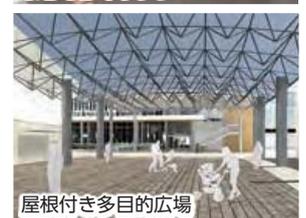
屋内遊び場

市民交流活動の舞台に

交流活動センターには、開放的なまちなかキッチン（調理室）を設け、子育て世代向けに離乳食教室などを開催するほか、料理教室や食育講座などの活動にも利用で



まちなかキッチン



屋根付き多目的広場

きるよう一般開放する予定です。

また、市民ニーズの高い多目的室や会議室なども整備。さまざまな市民活動に対応できる環境をまちなかに整えます。

さらに、雨天時にも利用できる屋根付きの多目的広場は、まちなかの憩いの場として開放するほか、さまざまなイベントや市民交流活動の舞台としての活用を促進すること、新たな賑わいを創出します。

まちなかの中核施設として

広報都城3月号で紹介した新しい図書館とともに、これらの施設も平成30年春に完成する予定です。今回整備する施設は、まちなかに新たな賑わいを創出する中核施設となります。これらの施設整備と併せて、今後もタウンマネージャーによるリノベーションまちなかづくり（空き店舗解消）などのソフト事業にも積極的に取り組む、ハードとソフトの両面から、中心市街地活性化を進めていきます。

※各イメージ図・写真は変更になる場合があります

みんなのイベント 遊びに行くよ!

平成26年度から、本市のPRキャラクター兼PR部長として市内外で活躍するぼんちくん。これまで、地域のお祭りや市外のイベントなど、さまざまなところで活躍してきました。今後も市民の皆さんにたくさんの笑顔を届けながら、本市を盛り上げます。

◎問い合わせ みやこんじょPR課 ☎23-2615

ぼんちくんのお仕事

昨年1月から派遣をスタートしたかわいらしく親しみやすいぼんちくんは、イベントへの参加を希望する声が多く寄せられています。六月灯や保育園の運動会、市外のイベントなど、昨年1年間で延べ472カ所の行事に参加し、イベントを盛り上げました。

地域行事などでは、参加者らと「みやこんじょ弁ラジオ体操第一」をしたり、司会者の手伝いをしてたりして会場を盛り上げています。また市外のイベントでは、都域にちなんだクイズや特産品のPRなどをを行い、たくさんの人に本市をPRしています。



ぼんちくんが お手伝いに行きます

地域の祭りやイベントなどを盛り上げるためのお手伝いをしています。ぼんちくんは、皆さんと触れ合う機会を楽しみにしていますので、ぜひ、呼んでください。

これまでに参加したイベント

- ・各地域の祭りやイベント
- ・小中学校の行事
- ・保育園・幼稚園などの行事
- ・歓迎セレモニーほか

※ぼんちくんの派遣は原則無料ですが、申請が必要です。申請書は、市ホームページから取得できます



ぼんちくんのイラストを 活用ください

市内の風景や催し、季節の風物などと一緒を描かれたぼんちくんは、市ホームページ「ぼんちくとフォトライブラリー」から入手できます。イベントのチラシや大切な人への手紙などに、ぼんちくんを添えてみませんか。

ぼんちくをサポートする 「ぼんちくん支え隊」

ぼんちくんと一緒にさまざまなイベントを盛り上げている、ぼんちくん支え隊。現在8人のメンバーが、ぼんちくんと一緒に会場やステージで歌ったり、ダンスを踊ったりしながら、イベントを盛り上げています。

ぼんちくをサポートする支え隊は、ぼんちくんと一緒に、皆さんに笑顔と元気を届けています。



また、ぼんちくんのイラストを活用して、魅力あふれる商品を作ってみませんか。皆さんのアイデア次第で、ぼんちくんが商品を効果的にアピールします。

※個人で使用する場合や名刺などに利用する場合、申請の必要はありません。ただし、商品のパッケージなどを販売を目的とする場合は、利用申請・許諾が必要が必要です。詳しくは問い合わせください



「自宅で暮らし続けたい」をかなえる地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護

介護保険サービスを受けることができる事業所や施設には、さまざまな種類があります。今回は、介護が必要となった高齢者の皆さんが、住み慣れた家や地域で生活を継続することができる、小規模多機能型居宅介護を紹介します。

◎問い合わせ 介護保険課 ☎23-3184

自宅で安心して暮らし続けたい高齢者を支える「地域密着型サービス」

地域密着型サービスとは、市内に住民票がある高齢者の皆さんが、地域で安心して暮らし続けられるように、地域の実情や特性に応じて、柔軟な体制で提供されるサービスです。



小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、介護が必要となった高齢者の皆さんの状態や必要に応じて、「通い」を基本に「泊まり」「訪問」の3つの形態を組み合わせて提供します。暮らしの中で困っていることや必要なことは何かを見極め、柔

市内のサービス提供事業所

現在市内には、3カ所の小規模多機能型居宅介護事業所があり、市では、さらに本年度、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を予定。高齢者の皆さんの生活圏域に配慮しながら、地域の実情に即した整備を図っています。



○ちっちゃなお家みづき

志比田町9560番地1
☎46-3550

○小規模多機能型ホーム一休庵いわよし

郡元町217番地1
☎46-4011

○小規模多機能型居宅介護豊明苑

葦原町1846番地1
☎23-3993

1月当たりの利用料負担（1割）の目安

- 要支援1 3,403円
 - 要支援2 6,877円
 - 要介護1 1万320円
 - 要介護2 1万5,167円
 - 要介護3 2万2,062円
 - 要介護4 2万4,350円
 - 要介護5 2万6,849円
- ※食費や宿泊費などは別途負担

小規模多機能型居宅介護とその他の介護保険サービスとの違い

利用者	小規模多機能型居宅介護	「通い」	「訪問」	「泊まり」
	その他の介護サービス	デイサービス（通所介護）	ホームヘルプ（訪問介護）	ショートステイ（短期入所生活介護）
	当該事業所のケアマネジャーが相談しながらサービスを組み合わせる利用	○一人一人が必要な時間に利用 ○必要なこと、必要な時間だけ利用 ○緊急時にも柔軟な対応	○一人一人異なる回数や時間、内容 ○必要なときに必要なだけサービスが受けられ、緊急時にも柔軟な対応	○突然の宿泊などでも利用可 ○通い慣れた場所での宿泊。顔なじみの職員や利用者と宿泊可
	ケアマネジャーに相談し、目的に応じたサービスを選択	○施設の利用時間に合わせて利用 ○必要な回数や時間、内容を決めて利用	○サービスの枠に合わせた利用時間 ○必要なサービスや回数、時間、内容を決めて利用	○事前に利用したい日を予約 ※利用したい日が空いていないときは、他の施設に変更

みんながいつしよに暮らせるまちに

障害者差別解消法が施行されました

「障害者差別解消法」は、障がい者を理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会をつくるための法律です。この法律は行政機関や事業者を対象としています。差別をなくしていくことは全てのの人に求められています。

障がいを理由とした不当な差別や制限などの差別に気づき、その解消に協力ください。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

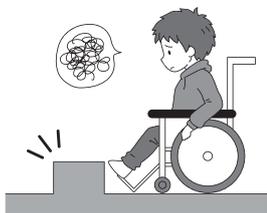
差別をなくすために

障害者差別解消法は、国や市町村などの行政機関のほか、会社や店舗などの民間事業者の、障がいがある人に対する「障がいを理由とする差別」を解消するために制定されました。

障がいの種類はさまざま

障がいのある人とは、障害者基本法で定められた身体障がいのほか、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他心身の機能障がいがあり、障がいや社会的障壁により日常生活や社会生活が困難になったり、人のことである。

なお、障害者手帳を持っていない人も含まれます。



※社会的障壁とは、障がいのある人が生活をする上で壁となる事物や制度、慣行、観念などの中で、特に女性や子どもの場合、その特性に応じた配慮が求められます

差別に当たる行為と例

この法律のポインントは、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されたことです。

● 不当な差別的取り扱い

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人には付けないような条件を付けたりする事です。



♡ 改善すべき例…店舗

飲食店に入ろうとしている障がいのある人を、車いすを利用してゐることを理由に断る

♡ 改善すべき例…住居の賃貸契約

アパートなどを借りようとする人が、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断る

♡ 好ましい例…店舗

視覚障がいのある人に、店員がレストランのメニューの内容などを読み上げて説明する

♡ 好ましい例…受付

聴覚障がいのある人に、ホテルなどの受付で、手話や筆談などでコミュニケーションを取る

● 合理的配慮の不提供

障がいのある人が、何らかの配慮を求めたにもかかわらず、できる範囲で社会的障壁を取り除く配慮をしないことです。

♡ 改善すべき例…災害時の避難先

災害時の緊急避難所で、聴覚障がいがあることを伝えていたにもかかわらず、管理者が必要な情報を音声でのみ提供する

♡ 好ましい例…出入口

車いすを利用している人や歩行が困難な障がいのある人のために、建物の出入口にスロープを設置するなど、段差を解消する工夫を行う

都城市公式ホームページも障がいのある人の利便性を高めました



市では、広報紙などと併せて、ホームページでもさまざまな市政情報を発信しています。

市ホームページでは、分かりやすい表現方法に加えて、見やすい配色などにも配慮していましたが、4月1日の障害者差別解消法の施行に合わせて、障がいのある人の利用を支援する機能を追加しました。

具体的には市民向けページや観光情報ページに、600%までの表示サイズ拡大機能や、反転などの色の変更機能、機械音声による読み上げ機能、平仮名やローマ字の振り仮名機能を追加しました。

【都城市公式ホームページのURL】

<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

地域の身近な相談役

民生委員・児童委員が 一斉に改選されます

現在の民生委員・児童委員および主任児童委員の任期は、平成28年11月30日までとなっております。これに伴い、全国一斉の改選手続きが進められます。

前回の改選以降、欠員の地域もあり、各種の福祉活動に支障が出ている場合があります。適任者の情報がありましたら、福祉課までお知らせください。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

民生委員・児童委員の役割

民生委員は、社会奉仕の精神を持って、住民に寄り添いながら相談に応じ、必要な手助けを行うことで、社会福祉の増進に努めます。なお、民生委員は児童福祉法の定めにより、児童委員を兼ねていることから、「民生委員・児童委員」とも呼ばれています。

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で、一人暮らしの高齢者をはじめ、身体の不自由な人、生活に困っている人、子育て世帯など、支援を必要とする人の悩みや心配ごとの相談に応じていて、市や関係機関との「つなぎ役」として幅広い活動を行っています。



主任児童委員の役割

主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に活動しています。児童福祉に関する関係機関と、民生委員・児童委員との連絡調整を行うとともに、活動に対する援助や協力を行っています。

委員の任期と活動

新しい委員の任期は、平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3年間で、具体的な活動としては次のようなものがあります。

- ・相談活動
- ・調査活動
- ・活動の記録と報告
- ・福祉票の作成、活用と保管
- ・証明事務
- ・人権・同和問題への対応と地域福祉活動
- ・生活福祉資金貸付事業の申し込み手続き
- ・募金活動などへの協力

委員活動はボランティア

委員には、法律により給与や報酬は支給されません。ただし、通信や交通などの経費として、月額9,700円の活動費を支給されていて、事実上、ボランティアとして活動しています。

委嘱と改選手続き

民生委員・児童委員は、地域福祉に密接な関わりを持つ自治公民館の単位で構成する推薦準備会から推薦され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員です。

民生委員・児童委員は やりがいのある仕事です



五十市地区民生委員児童委員協議会会長

たかやま しげみ
高山 茂美さん

民生委員・児童委員の委嘱を受けてから、9年（3期）目となりました。1人暮らしのお年寄りの話を聞くなど、担当地区の一人一人に寄り添いながら、相談を受け付けています。皆さんの声を行政などにつなぐ「つなぎ役」として活動していて、月1回の定例会では、委員同士で住みやすい地域

づくりについて情報の交換をしています。

活動を通してこれまで知らなかった人たちと、笑顔で会話を交わすようになりました。

何より一番の励みとなるのは、相談を受け付けた人が笑顔になること。喜ばれる姿が印象的で、とてもやりがいのある仕事だと感じています。

農業用廃プラスチックは、焼かない・捨てない・リサイクル！

強風時の飛散防止をしっかりと！ 収穫後に長期間放置しないようにしましょう！！

廃ポリフィルムや廃ビニールなどの農業用廃プラスチックは産業廃棄物であるため、農業経営者が自己責任で適正に処理するよう法律によって義務付けられています。また、不法焼却・不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなど、強風時に飛散させないように対処してください。

◎ 問い合わせ 都城市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会（農産園芸課） ☎ 23-2425

廃ポリフィルムなどのリサイクル収集日程

肥料袋、ベラーラップ、暖房用ダクト、PO系フィルム、谷シート、ポリポット、ポリマルチ、かん水チューブ、不織布など

日 程		収集場所	収集時間
5月	12日(木)、26日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所 (三股町大字蓼池 4439 番地 1)	14:00 ~ 16:00
6月	9日(木)、23日(木)		
7月	14日(木)	JA 都城 中郷集荷所 (梅北町 3366 番地 2)	9:00 ~ 16:00
	26日(火)		
	27日(水)		
	28日(木)		
8月	18日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所	14:00 ~ 16:00
9月	8日(木)、29日(木)		
10月	13日(木)、27日(木)		
11月	10日(木)、24日(木)		
12月	6日(火)	JA 都城 中郷集荷所	9:00 ~ 16:00
	7日(水)		
	8日(木)		
	22日(木)		
1月	12日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所	14:00 ~ 16:00
2月	13日(月)、23日(木)		
3月	9日(木)、23日(木)		

●費用：1kg 当たり 22 円 68 銭（デポジット券または現金にて徴収）

塩化ビニールのリサイクル収集日程

「農ビ」の表示がある透明な塩化ビニール（ハウスビニールなど）

8月	23日(火)	JA 都城 中郷集荷所	13:30 ~ 16:00
	24日(水)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	24日(水)	アグリセンター都城 山田農産センター	
1月	25日(水)	JA 都城 中郷集荷所	
	26日(木)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	27日(金)	アグリセンター都城 山田農産センター	

●費用：1kg 当たり 6 円 48 銭（デポジット券または現金にて徴収）



- 黒いサイロビニールやブルーシート、セルトレイ、育苗箱、農業ビン、ハウスバンドなどは収集しません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。
- 初めての人は、委任状作成のため印鑑（スタンプ式を除く）を持参してください。
- よく乾燥させ、同種の資材で縛ってから搬出してください。
- デポジット券は今年度で使用できなくなりますので、早めの使用をお願いします。**
券の残高は、29年度から返還の手続きを行います。詳しくは、事務局へ問い合わせください。